

【農林漁業バイオ燃料法による支援措置】

メタンガスやバイオエタノールなどのバイオ燃料製造を応援します！

農山漁村に存在するバイオマス資源を活用してバイオ燃料を製造し、農林漁業の持続的かつ健全な発展、エネルギー供給源の多様化に寄与する取組を支援します。
計画を策定し、主務大臣による認定を受けた場合、下記特例措置を受けることができます。

生産製造連携事業計画

原料供給量・バイオ燃料製造量に係る目標、資金調達等について記載した計画を、農林漁業者と燃料製造業者によって共同で作成していただきます。

■原料例

- ・未利用バイオマス（稲わら、林地残材）・廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物）
- ・資源作物（糖質資源、でんぷん質資源、油脂資源）

■製造するバイオ燃料例

- ・バイオエタノール ・バイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル） ・メタンガス
- ・木質固形燃料（木質ペレット、オガライト） ・木炭 ・木質バイオマスガス

■支援内容

▼ 固定資産税の減免

バイオ燃料製造設備を新設した場合、固定資産税の課税標準額を、括弧内の率を掛けた額に3年間軽減します。（期限：令和8年3月31日まで）

ガス（メタン、木質）
(1/2)

バイオエタノール
(2/3)

バイオディーゼル燃料※1
(2/3)

木質固形燃料※2
(3/4)

※1 中小事業者等が取得したものに限定 ※2 中小事業者等及び農業協同組合等が取得したものに限定

▼ 無利子融資

農業改良資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金による融資を受けられます。（返済期間：12年以内、うち据置期間：3年以内）

▼ 中小企業投資育成株式会社法の特例

会社の設立又は資金の調達に際し、資本金が3億円を超える場合でも投資の対象になります。

▼ 産業廃棄物処理事業振興財団の特例

産廃を原料とする燃料製造施設整備に必要な資金の債務保証を受けられます。

■参考：固定資産税減免の例（メタンガス製造設備）

導入設備例	設備費(千円)	減税額(千円)			
		1年目	2年目	3年目	計
メタンガス製造装置	1,350,000	8,779	7,532	6,463	22,774

(※) 設備の評価額が年々下がることに伴い、課税額と減免額も下がります。

【問い合わせ先】 ご質問がございましたら、お気軽にご連絡ください。

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課バイオ燃料班 直通：03-6738-6479

【WEBサイト】 パンフレット、各種様式を掲載しています。

「農林漁業バイオ燃料法関連情報」 <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/bio/nenryoho/index.html>